

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 5 9 号
件 名	新潟市役所本庁舎 1 階執務室の是正を求めることについて
要 旨	<p>新潟市役所本庁舎の中央区役所があった場所は、現在は市民がこども未来部、福祉部、市民生活部、健康政策室、市政情報室、財務部に用件がある場合、壁で隔てられた執務室の外の電話で担当職員に連絡をとり、担当職員は引き戸内側の鍵をあけ、市民を執務室に入室させます。</p> <p>端的に想定すれば、刑務所を連想させるように、執務室が全く外部から見えず、しかも市民を執務室に簡単に入室させないよう鍵をかけるシステム、形態になっています。</p> <p>この形態は市民を愚弄した、ばかばかしく話にならないシステムで、新潟市役所の職員は来庁する市民を犯罪者と同列に認識していることとなります。</p> <p>市役所正面玄関は新潟市の顔であり、そのような場所に壁をつくり執務室の中が全く見えず、しかも鍵をかけている役所は新潟市役所だけです。</p> <p>当改築に伴う補正予算 6,000 万円は、平成 29 年 6 月議会で可決されており、行政当局と議会との共同責任です。</p> <p>ついては、総括と自己批判の意味合いから、当案件の是正を求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 29 年 12 月 4 日 総務常任委員会
受 理	平成 29 年 11 月 21 日 第 3 7 1 号